**05\_保健・衛生班の業務**

**１　トイレ**　…………………………………………　２

**２　ごみ**　……………………………………………　３

**３　生活用水**　………………………………………　４

**４　衛生管理**　………………………………………　５

　4-1　食中毒・感染症予防

　4-2　手洗い　　　　　………………………… 　６

　4-3　食器・洗面道具　………………………… 　７

　4-4　清掃

　4-5　換気

4-6　洗濯

　4-7　風呂　　…………………………………… 　８

**５　医療救護**　………………………………………　９

**６　健康管理**　………………………………………　11

**７　こころのケア対策**　……………………………　13

**８　ペット**　…………………………………………　14

　8-1　ペットの受け入れ

　8-2　飼い主(飼養者)の会の設立・運営 ………　15

**プライバシーの保護**

業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| **トイレ** |
| (１) トイレの確保、設置* 災害時のトイレ対策 (資料編p.25～)を参考にトイレを確認する。

→確認の結果、使用しないと決めたトイレは、貼り紙などで「使用禁止」を表示する。* 既存のトイレが使えず、避難が長期にわたる場合、仮設トイレ等を要請し、市職員と協力し設営を行う。
* トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（組立て用仮設トイレ、簡易トイレなど）を食料・物資班に依頼する。
* 避難所運営のために必要な部屋・場所(資料編p.2～)や災害時のトイレ対策 (資料編p.25～)を参考に、災害用トイレの数や設置場所を決める。
* 仮設トイレは、収集車が出入りしやすい場所に設置する。

※幅200cm以上の導線を確保し、高さ240cm以内に障害物がないようにする。また、搬出の際に旋回が必要と考えられる場合、半径120cm以上の旋回スペースがとれるような場所での設置を検討する。(２) トイレの防疫、衛生、清掃* 災害時のトイレ対策 (資料編p.25～)を参考に、トイレットペーパーや消毒液など、必要な物資を把握し、足りない分を食料・物資班に依頼する。
* 避難所利用者によるトイレの清掃が定着するまで、１日に数回見回りを行い、必要に応じて清掃を行う。

(３) トイレの清掃* 避難所利用者のグループごとに当番を決め、毎日交替で行う。
* 清掃の時間は予め決めておき、時間になったら放送などで伝える。
* 清掃当番となったグループに、トイレの清掃当番がやること(資料編p.29)を渡し、毎回清掃の際に一通り実施してもらう。
* できるだけ早めに、市災害対策本部に汲み取りを要請する。
 |
| **保健・衛生班**の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| **ごみ** |
| (１) ごみ集積所の設置* 総務班、施設管理班と連携し、施設の敷地内にごみ集積所を決める。
* ごみ集積所では、災害時のごみ対策（資料編p.30）を参考に、分別の種類ごとに置き場を決めて表示する。
* ごみ集積所の場所やごみの分別方法は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料編p.22)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

**＜ごみ集積所の選定＞*** 避難所利用者が生活する場所から離れた場所（においに注意）
* 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
* 収集車が出入りしやすい場所（避難所敷地外からごみ置き場までの通路は、250cm以上の幅、300cm以上の高さの確保が必要）

**＜他のごみと分け、取扱いに注意するもの＞*** 危険物（カセットボンベなど）
* トイレから出たごみ、おむつ、嘔吐物など（衛生上注意）

(２) ごみの収集、分別* 避難所利用者のグループごとにごみ袋を配布し、災害時のごみ対策（資料編p.30）に基づき、分別してもらう。
* 各世帯から出たごみは、避難所利用者のグループごとにごみ集積場に運んでもらい、分別して所定の場所に置いてもらう。
* ごみ袋などが不足したら、食料・物資班に依頼する。

(３) ごみの処理* 可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさない。
* ごみの収集は、市職員を通じて市災害対策本部に要請する。
 |
| **保健・衛生班**の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| **生活用水** |
| (１) 生活用水の確保* 避難所で使う水は、用途に応じて明確に区分する。

飲料水が不足する場合は、食料・物資班に依頼する。* 飲料水が安定的に供給できるようになったら、生活用水やトイレ用の水を確保するため、市職員を通じて市災害対策本部に要請する。

**＜水の用途別区分＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 飲料水 | 給水車の水 | ろ水器などでろ過した水 | プールや河川の水 |
| 飲料、調理 | ○ | ○ | × | × |
| 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い | ○ | ○ | × | × |
| 風呂、洗濯 | 使用しない | ○ | ○ | × |
| トイレ | 使用しない | ○ | ○ | ○ |

 (２) 生活用水の管理（飲料水と生活用水は明確に区分する）* 水はふた付きの清潔なポリ容器に入れるか、ポリ容器に清潔なビニール袋を入れて入口を閉じるなど、清潔に保管するよう注意する。
* 給水車からの給水を受けた場合、飲料水用のポリ容器などには「飲用」と「給水日」を表示し、当日または翌日中に使用する。
* 飲用できない水を入れたポリ容器などには「飲用不可」と表示する。
* 飲料水と生活用水のポリ容器などは色や保管場所を分けることが望ましい。

飲用○月○日(曜日)○時配布飲用不可○月○日配布(３) 排水の処理* 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなど水を使用する設備は、総務班や施設管理班と連携し、浄化槽や下水道などの排水処理設備に流せる場所に設置できるよう検討する（垂れ流しにすると悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながるため）。
 |
| **保健・衛生班**の業務４－１ | 実施時期 | 展開期～ |
| **食中毒・感染症予防** |
| (１) 利用者への説明* 食中毒や感染症が流行しないよう配布・掲示物等で、注意を呼びかける。

(２) 食中毒・感染症予防セルフチェックシートの活用* 食中毒・感染症予防のため、トイレ・手洗い・食品管理・避難所の環　　境、体調不良時の対応などについて、食中毒・感染症予防セルフチェックシート（様式集p.27-28）を利用し、定期的にチェックする。

(３) 感染症の予防* 食中毒や感染症が流行しないよう配布・掲示物等で、注意を呼びかける。

(４) 感染症対策の専門職への相談* 衛生面に不安を感じた時は、市職員を通じて市災害対策本部まで早めに相談する。
 |
| **保健・衛生班**の業務４－２ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(手洗い)** |
| (１) 手洗いの徹底* 感染症対策や衛生確保のため、流水と石鹸での手洗いを徹底する。
* 食品を取り扱う人は、取り扱う前に必ず手を洗った上で、手指消毒用アルコールで消毒する。

(２) 手洗いのための水が確保できない場合* 生活用水を確保し手洗い場を設置するまでの間は、手指消毒用アルコールなどの消毒液を活用する。
* 手洗い場やトイレ、各部屋の出入口などに手指消毒用アルコールなどの消毒液を設置する。
* 消毒液は定期的に取り替え、不足したら、食料・物資班に依頼する。

トイレの後と食事の前は必ず手洗い！←手指消毒用　アルコール(３) 手洗い場の設置* 生活用水が確保できたら、蛇口のあるタンクに水を入れた簡易の手洗い場を避難所の出入り口やトイレの横などに設置する。
* 浄化槽や下水管が使用できる場合は、排水を浄化槽や下水に流す。
* 感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。
* 手洗い場には、せっけん、ペーパータオル、消毒薬を設置することが望ましい。

←蛇口つきタンクを机の上に設置↑使用後の水を受けるバケツなどトイレの後と食事の前は必ず手洗い！ |
| **保健・衛生班**の業務４－３ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(食器・洗面道具)** |
| * 食器はできるだけ使い捨てとし、共有しない。
* 使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど工夫する。
* 洗面道具（くし、剃刀、歯ブラシ、タオルなど）は共有しない。
* 不足するものがあれば、食料・物資班に依頼する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務４－４ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(清掃)** |
| * 部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者のグループごとに週１回以上行ってもらう。
* 共有スペースの清掃は、避難所利用者のグループごとに当番を決め、定期的に行ってもらう。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務４－５ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(換気)** |
| * 閉め切った部屋では感染症がまん延しやすいことから、最低でも１日３回換気し、常時開放する小窓があれば開放しておく。
* 空調機器が使用可能であれば、２４時間運転を行う。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務４－６ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(洗濯)** |
| * 生活用水が確保できるようになったら、総務班、施設管理班と連携し、洗濯場・物干し場を決める。洗濯場・物干し場は、必要に応じて男女別スペースや共用スペースを設けるなど配慮する。
* 食料・物資班に洗濯機や物干し場で使う資材を調達するよう依頼する。
* 洗濯場、物干し場の利用のルールを決め、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料編p.22)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務４－７ | 実施時期 | 展開期～ |
| **衛生管理(風呂)** |
| (１) 周辺施設の情報収集・提供 * 連絡・広報班と連携して、公衆浴場や宿泊施設の開店情報などを入手し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料編p.22)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

(２) 仮設風呂・仮設シャワー* 仮設風呂や仮設シャワーが利用できる場合は、浴槽水の交換や消毒方法について市災害対策本部と協議する。
* 仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも一週間に２回は入浴できるよう、利用計画を作成する。

**＜風呂・シャワーの利用計画＞*** 利用時間は男女別に、避難所利用者のグループ単位で決める。
* 介助者同伴や性的マイノリティの人などが気兼ねなく利用できるように配慮する。
* 利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、総務班と連携し、利用時間ごとの入浴券を発行する。
* 利用希望者が多い時期は１人あたりの利用時間を15分から20分程度などルールをつくる。
* アトピー性皮膚炎など、入浴やシャワーで清潔に保つことが必要な人の利用方法（利用時間や回数など）は、個別に検討する。
* 仮設風呂や仮設シャワーを利用できる日や使用方法について、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料編p.22)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。
* 清掃は、避難所利用者のグループごとに当番を決めて毎日交代で行う。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務５ | 実施時期 | 展開期～ |
| **医療救護** |
| (１) 情報収集・提供* 連絡・広報班と連携し入手した情報は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料編p.22)を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

**＜主な情報＞**・応急救護所の設置状況・近くの病院など医療機関の開業状況・福祉避難所の開設、受け入れ状況・医療や福祉の専門家の巡回状況(２) けが人への対応* 市職員を通じて応急救護所または医療機関の情報を確認し搬送する。

（原則搬送は、対象者の家族や介助者が行う）* できる限り別に避難スペースを確保する。

(３) 体調不良者の対応* 避難所で対応できない場合は、本人の希望を聞いて、医療機関へ移送する。
* 避難所利用者が継続的に服用している薬（医師から処方された薬など）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や近隣の医療機関などで、医師に処方してもらう。

**＜避難所の利用例＞**救護室１・感染症に罹患している人以外で、医療機関へ搬送する前の体調不良者が一時的に利用。・保健室や医務室が安全であれば施設管理者と協議し利用する。・必要があれば、ベッドなどで安静にさせる。救護室２【（疑）感染症患者用】・感染症の疑いがある人、または感染症にり患した人を分ける（可能な限り症状別に分ける）。　＊感染症の疑いがある人とは、発熱を伴う咳や発疹、嘔吐、下痢などの症状が出現している人を指す。・人通りが少ない部屋を選ぶ。・入室前にはマスクを着用し、入室後に手洗いと消毒を行う。・できればベッドなどで安静にさせる。 (４) 巡回診療・健康相談・育児相談の利用の流れ* 希望者に事前に巡回診療予約簿（様式集p.29）または巡回健康相談・育児相談予約簿（様式集p.31）を記入してもらう。
* 予約者に巡回診療希望票（様式集ｐ.30）または巡回健康相談・育児相談希望票（様式集ｐ.32）を配布し、相談日までに記載して持参するよう伝える。
* 医師の巡回診療や保健師などの健康相談・育児相談の日程は、市職員を通じて市災害対策本部へ確認し、避難所に周知する。

・医師の巡回診療や保健師の健康相談が始まるのは、発災後３日目～１週間以降。・医師や保健師等が健康相談を行う際にはできるだけ相談室を利用する。・回収した用紙については個人情報の保護に努める。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務６ | 実施時期 | 展開期～ |
| **健康管理** |
| (１) エコノミークラス症候群の予防* 車中泊や建物の外でテント生活している人がいたら、エコノミークラス症候群や車の排ガスによる健康被害防止のため、避難所（屋内）へ移動するよう勧める。本人の意思で車中泊を続ける場合は、エコノミークラス症候群などへの注意を呼びかける。

(２) 健康維持のための活動（食生活改善や口腔ケア、体操など）* 避難所利用者の健康維持のため、巡回健康相談を実施する保健師などと連携し、食生活改善や口腔ケアの指導、避難所内でできる簡単な体操や運動を推奨する。また、必要に応じて体操やリハビリテーションの時間を設ける。
* 必要に応じてリーフレット等を配布・掲示して健康維持を図る。

(３) 避難者の健康管理* 要配慮者支援班と連携し、避難所以外の場所に滞在する人の健康管理の方法について検討する。
* 保健師は避難所に常駐することは難しいため、保健・衛生班が、避難所内での日ごろの健康維持の中核を担う。避難所全体の健康面についての情報を把握し、保健師などの巡回時にその情報を伝達する。
* 緊急時は、市の職員を通じて応急救護所または医療機関の情報を確認し搬送する（原則搬送は、対象者の家族や介助者が行う）。

(４) 避難所を運営する側の健康管理* 避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、交代制など無理のない範囲で業務に従事し、食事や睡眠がしっかりとれるようにするなど、健康管理にも気を配ること。
 |
| **保健・衛生班**の業務７ | 実施時期 | 展開期～ |
| **こころのケア対策** |
| (１) こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ* 要配慮者支援班と連携し、こころの健康(資料編p.31)を参考に、不眠やＰＴＳＤ\*など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。
* 配布・掲示物等を活用して、避難所利用者に注意を呼びかける。
* 避難所では相談しにくい女性としての悩みなどに対しては、避難所の女性のみなさまへ（様式集p.34）を活用し周知を行う。

(２) 保健師やこころのケアの専門家など派遣要請* 市職員を通じて市災害対策本部（医療保健対策部）に保健師など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。

　(３) 避難所を運営する側のこころのケア* 避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、こころの健康(資料編p.31)を参考に、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。

- - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -＊ PTSD(Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害)　自然災害や火事、事故、暴力、犯罪による被害など、強烈な体験や強い精神的ストレスがこころのダメージとなって、時間がたっても、その経験に対して強い恐怖を感じるもので、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てくる。誰でもつらい体験の後は眠れなくなったり食欲がなくなったりするが、それが何か月も続く場合はＰＴＳＤの可能性があるため、専門機関に相談が必要。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保健・衛生班**の業務８－１ | 実施時期 | 展開期～ |
| **ペット(ペットの受け入れ)** |
| (１) 登録情報の確認* 総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する（登録漏れがないよう注意）。
* ペット台帳をもとに、避難所に受け入れたペットの状態を確認する。
* ペットの飼い主にペットの飼育について(様式集p.5)を手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。

(２) ペットの受入れ場所の確保* 事前に市職員と施設管理者が定めた飼育場所以外にペットの受入場所が必要となった場合、総務班、施設管理班と連携し、ペット用物品の使用方法・避難所での飼育方法（例）（資料編p.8-9）を参考に受け入れ場所を確保する。

**＜ペットの受け入れ場所＞*** ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。
* ペットの受け入れ場所は、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。
* ペットは必要に応じてケージに入れるなどして、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。

(３) ペットの飼育* 避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。
* ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。
* 総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育について(様式集p.5)にも記入・配布するなどして、飼い主に指導する。

(４）宇都宮市保健所生活衛生課との連携* 連絡・広報班と連携し、ペットの救護活動に関する情報を確認する。
* 宇都宮市保健所生活衛生課からの情報を飼い主に提供する。
 |
| **保健・衛生班**の業務８－２ | 実施時期 | 展開期～ |
| **ペット(飼い主(飼養者)の会)** |
| （５）「飼い主 (飼養者)の会」の設立・運営* ペットを適正に飼育管理するため、避難所に受け入れたペットの飼い主全員と、ペットを飼っていない人の代表者、避難所以外の場所に滞在する人のうちペットを飼っている人の代表者などを会員とする「飼い主(飼養者)の会」を設立する。

**＜「飼い主(飼養者)の会」の主な活動＞*** 飼い主に対し、避難所でのペット飼育のルールや衛生管理方法を指導し、ペットの適正な管理に努める。
* ペットを飼っていない人に対して、避難所でペットとともに生活することについて理解を求める。
* 宇都宮市保健所生活衛生課からの情報を、避難所内外のペットの飼い主に提供する。
* 避難所でのペットの飼養について不都合が生じた場合は、会員が保健・衛生班と協議して対応する。
 |